

報道発表資料の配布日時 令和2年7月21日（火）16時30分

<p>発表項目 (行事名)</p>	<p>小規模事業者臨時支援金制度の拡大について (7/21)</p>																		
<p>概 要</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響等により売上が減少し、新しい生活様式を実践している事業者への支援金制度の対象を拡大します。 感染拡大防止にかかる経費負担への支援として、売上減少の要件について、前年同月と比較して「売上減少率が20%以上50%未満」から「売上減少率が0%を超え50%未満」に基準を引き下げ、1円以上減少している小規模事業者すべてを対象とします。</p> <p>【現行制度】</p> <p>1 支給要件</p> <table border="1" data-bbox="405 875 1442 1406"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>従業員数が5人以下の市内事業者で、令和2年3月31日までに開業している。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>令和2年1月から申請日の前月までにおいて、新型コロナウイルス感染症による売上への影響が最も大きい月について、前年同月比の売上減少率が20%以上50%未満である。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>国の「持続化給付金」の支給対象外である。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>北海道の「休業協力・感染リスク低減支援金」及び「経営持続化臨時特別支援金」の支給対象外である。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>北広島市の「休業協力支援金」の支給対象外である。</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>国が推奨する、新しい生活様式を実践している。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 支給額 対象事業所 1店舗当たり 10万円</p> <p>3 申請受付 令和2年9月30日まで</p> <p>【制度拡大後】</p> <p>1 支給要件</p> <table border="1" data-bbox="405 1744 1442 1939"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>令和2年1月から申請日の前月までにおいて、新型コロナウイルス感染症による売上への影響が最も大きい月について、前年同月比の売上減少率が0%を超え50%未満である。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※No2以外は変更なし ※前年同月比で1円以上減少していれば該当</p>	No	内容	1	従業員数が5人以下の市内事業者で、令和2年3月31日までに開業している。	2	令和2年1月から申請日の前月までにおいて、新型コロナウイルス感染症による売上への影響が最も大きい月について、前年同月比の売上減少率が20%以上50%未満である。	3	国の「持続化給付金」の支給対象外である。	4	北海道の「休業協力・感染リスク低減支援金」及び「経営持続化臨時特別支援金」の支給対象外である。	5	北広島市の「休業協力支援金」の支給対象外である。	6	国が推奨する、新しい生活様式を実践している。	No	内容	2	令和2年1月から申請日の前月までにおいて、新型コロナウイルス感染症による売上への影響が最も大きい月について、前年同月比の売上減少率が0%を超え50%未満である。
No	内容																		
1	従業員数が5人以下の市内事業者で、令和2年3月31日までに開業している。																		
2	令和2年1月から申請日の前月までにおいて、新型コロナウイルス感染症による売上への影響が最も大きい月について、前年同月比の売上減少率が20%以上50%未満である。																		
3	国の「持続化給付金」の支給対象外である。																		
4	北海道の「休業協力・感染リスク低減支援金」及び「経営持続化臨時特別支援金」の支給対象外である。																		
5	北広島市の「休業協力支援金」の支給対象外である。																		
6	国が推奨する、新しい生活様式を実践している。																		
No	内容																		
2	令和2年1月から申請日の前月までにおいて、新型コロナウイルス感染症による売上への影響が最も大きい月について、前年同月比の売上減少率が0%を超え50%未満である。																		

	<p>2 支給額</p> <p>対象事業所 1店舗当たり</p> <p>(1) 売上減少率0%を超え20%未満の場合：5万円（拡大分）</p> <p>(2) 売上減少率20%以上50%未満の場合：10万円</p> <p>3 申請受付</p> <p><u>令和2年11月30日まで</u></p> <p>※拡大分の受付は令和2年7月27日から</p> <p>詳細な申請方法につきましては市ホームページにて公表いたします。</p>
参 考	<p>北広島市ホームページでも新型コロナウイルス感染症対策に関する情報を随時更新しています。</p> <p>https://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/</p>
報道（取材） に当たって のお願い	
担 当 （連絡先）	<p>北広島市経済部商工業振興課（担当者：林）</p> <p>TEL：011-372-3311（内線4611）</p>